

令和 年 月 日

重 要 事 項 説 明 書

(地域密着型通所介護)

事業者 株式会社 夢の浜

事業所 ミニデイサービス ひまわりの家

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(福岡市指定 第 4071202776 号)

当事業所は利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

当サービスの利用者は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目 次

1. 事業所の概要
2. 事業の目的と運営方針
3. サービス提供地域及び営業時間
4. 職員体制
5. サービスの内容
6. 利用料金
7. 虐待の防止について
8. 身体拘束について
9. 緊急時又は事故発生時の対応・災害対策
10. 衛生管理等
11. 業務継続計画の策定等について
12. 地域との連携・介護サービス情報公表制度・第三者評価
13. 事業計画及び財務内容
14. 規程等の閲覧
15. サービス利用に関する留意事項
16. ハラスメント防止及び相談窓口について

1. 事業所の概要

- (1) 法人名 株式会社 夢の浜
- (2) 代表者名 代表取締役 伊集院葉子
- (3) 事業所名 ミニデイサービス ひまわりの家
- (4) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業所 平成 25 年 4 月 1 日指定
令和 7 年 4 月 1 日更新 福岡市 4071202776 号
- (5) 所在地 福岡県福岡市西区姪の浜 3 丁目 11 番 30 号
- (6) 管理者の氏名 櫻井 智香
- (7) 電話番号 092-892-0510
FAX 番号 092-892-0515
- (8) 利用定員 10 名

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

事業所が行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所の職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 秘密保持

事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とします。

サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとします。

3. サービス提供地域及び営業時間

(1) 通常のサービス提供地域 福岡市西区

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日
営業時間	8時00分～17時00分
サービス提供時間	9時00分～16時15分
休 業 日	日曜日, 12月30日～1月3日

4. 職員体制

当事業所では、利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 務 の 内 容
管 理 者	業務の一元的な管理
生活相談員	生活指導及び相談
介護職員	介護業務
看護職員	心身の健康管理、保健衛生管理
機能訓練指導員	機能回復訓練の指導

5. サービスの内容

①入 浴

- ・居宅サービス計画に沿って入浴サービスを実施いたします。
- ・利用者の身体の状態に応じて、職員が介助を行い、安全にゆつくりと入浴できるようにします。

②食 事

- ・利用者に満足いただけるよう、味わいがあり健康にも配慮した献立を提供します。

③機能訓練

- ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防ぐための訓練を提供します。

④日常生活上のお世話

- ・健康チェック、排泄、歩行、口腔ケアなど日常生活に必要なお世話をいたします。

⑤送 迎

- ・事業所からご自宅まで車で安全に注意し送迎します。ただし、離島等に居住する利用者への送迎については、別紙「離島等からのサービス利用細則」によることとします。

⑥レクリエーション

- ・集団レクリエーション、創作活動、外出など季節に合わせた行事に参加していただけます。

6. 利用料金

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担金）をお支払いいただきます。（利用料金は、利用者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。）

【通所介護基本利用（ご利用 1 回あたり）】 介護報酬告示上の単位に地域加算 10.45 を乗じた額

区分	単位数	利用料
要介護 1	753	7,868 円
要介護 2	890	9,300 円
要介護 3	1,032	10,784 円
要介護 4	1,172	12,247 円
要介護 5	1,312	13,710 円

【通所介護加算分（ご利用 1 回あたり）】 介護報酬告示上の単位に地域加算 10.45 を乗じた額
個別機能訓練加算

区分	単位数	利用料
(I)イ	56	585 円
(I)ロ	76	794 円

入浴介助加算

区分	単位数	利用料
I	40	418 円
II	55	574 円

サービス提供体制強化加算

区分	単位数	利用料
I	22	229 円
II	18	188 円
III	6	62 円

【介護職員等処遇改善加算（ご利用 1 月あたり）】

区分	単位数	利用料
I	所定単位数の 9.2%	左記単位数に地域加算 10.45 を乗じた額
II	所定単位数の 9.0%	
III	所定単位数の 8.0%	
IV	所定単位数の 6.4%	

- ・自己負担金はサービス利用料金の介護保険負担割合証に応じた額となります。
- ・*印の付いたサービスは、希望された方の利用となります。
- ・上記料金は、端数処理の関係上、1ヶ月単位の利用料と1日単位の利用料では多少金額が異なってきます。
- ・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- ・利用者に提供する食費は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ・利用料金は、要介護度及び利用時間によって異なります。上記は1日あたりの7時間以上8時間未満のおおよその金額です。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食費

利用者に提供する食費。（おやつ代含む）

料金：通常食1回あたり朝食：300円 昼食：550円

通常食以外のミキサー食・トロミ食・ペースト食・減塩食・カリウム食は通常食プラス100円となります。

② 日常生活上必要となる諸費用

おむつ代（紙おむつ）：実費

日常生活に要した費用で本人の負担となるもの：実費

③ ご家族に代り（准）看護師による状態観察のうえ、ガーゼの付け替え・軟膏塗布の処置をする場合

料金：一処置300円となります。

④ 趣味活動や行事における費用

趣味活動や行事の材料や参加費用：1ヶ月あたり100円

⑤ 外出先等の入場料：実費

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日に請求しますので、同月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 指定口座への振り込み

西日本シティ銀行 糸島支店 普通預金 3041396

株式会社 夢の浜 代表取締役 伊集院 葉子

② 窓口での現金支払い

(4) 利用の中止、変更

○利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護の利用を中止又は変更をすることができます。利用予定日の前日までにご連絡ください。

○利用予定日の前日までに連絡がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	食事代のみ全額負担

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：代表取締役 伊集院葉子

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

委員会：管理者・生活相談委員・法人代表者・必要に応じ地域包括支援センター

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束適正化のための指針を整備し、身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9. 緊急時又は事故発生時の対応・災害対策

事故発生時は、速やかにマニュアル(別紙)に沿って対処します。

- ① 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとします。

事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

- ② 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとします。

事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとします。

事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとします。

管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練(消火、避難等)を年に2回以上行うこととします。

10. 衛生管理等

- (1) 地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 地域との連携・介護サービス情報公表制度・第三者評価について

地域との連携

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

介護サービス情報公表制度

- ① 介護サービス事業所が年1回直近の介護サービス情報を福岡市に報告し、福岡市は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行います。
この「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも気軽に情報を入手することができます。

第三者評価

- ① 第三者評価の実施はありません。

13. 事業計画及び財務内容

事業計画及び財務内容に関する資料はご希望により閲覧できます。

14. 規程等の閲覧

運営規程及び重要事項説明書、各指針等は事業所に書面にて設置しているほか、当法人のホームページ上で公表しています。

ホームページ URL <https://www.yumenohama.jp>

15. サービス利用に関する留意事項

（1）利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：物を投げつける、蹴る、唾を吐く等
- ・職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為）
例：大声で怒鳴る、嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等
- ・職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的な誘いや嫌がらせ等）
例：必要もなく身体に触れる、あからさまに性的な話をする等

(2) サービス契約の終了

事業者は、利用者又は利用者の家族からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合には契約を解除することができます。

16. ハラスメント防止及び相談窓口について

(1) 事業所はハラスメントの発生又は再発を防止するための措置を講じます。

(2) ハラスメント防止に関する担当者を選定しています。

ハラスメント防止に関する担当者：代表取締役 伊集院葉子

(3) ハラスメント防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(4) ハラスメント防止のための指針の整備をしています。

(5) 従業者に対して、ハラスメント防止のための定期的な研修を実施しています。

(6) 相談や苦情については下記窓口にて対応します

窓口の名称 ひまわりの家苦情相談窓口

担当者 櫻井 智香・伊集院 葉子

電 話 092-892-0510

対応時間 9時00分～16時00分

(7) ハラスメント等における相談や苦情については下記窓口で対応します。

窓口の名称 ひまわりの家ハラスメント相談窓口

担当者 松田 みゆき・伊集院 葉子

電話 092-407-5662

対応時間 9時00分～16時00分

(8) 公的機関においても苦情申し出ができます。

福岡市西第1地域包括支援センター	092-881-8011 (直通)
福岡市西第2地域包括支援センター	092-885-8911 (直通)
福岡市西第3地域包括支援センター	092-882-7080 (直通)
福岡市西第4地域包括支援センター	092-892-2121 (直通)
福岡市西第5地域包括支援センター	092-807-6811 (直通)
福岡市西第6地域包括支援センター	092-834-2280 (直通)
福岡市西第7地域包括支援センター	092-812-5711 (直通)
福岡市西第8地域包括支援センター	092-834-8547 (直通)
福岡県国民健康保険団体連合会・介護保険課	092-642-7859 (直通)
西区保健福祉センター 福祉・介護保険課	092-895-7063 (直通)
早良区保健福祉センター 福祉・介護保険課	092-833-4352 (直通)
城南区保健福祉センター 福祉・介護保険課	092-833-4170 (直通)
中央区保健福祉センター 福祉・介護保険課	092-718-1145 (直通)
福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会	092-915-3511 (直通)

令和 年 月 日

地域密着型通所介護サービス利用同意書

地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型通所介護事業所
ミニデイサービスひまわりの家

代表者 伊 集 院 葉 子 印

説明者 印

私は、本書面により、事業者より通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

住所

氏 名 印

(利用者との続柄)